

西東京市におけるいじめ・児童虐待に関する取組について

1 いじめに関する取組

(1) 児童・生徒の主体的な活動の充実

⇒ 平成29年度第1回西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会において、「児童会・生徒会による取組を充実させる等、子供たちの自主的ないじめ防止対策を一層充実させていくことが求められる」との意見があったことから、生活指導主任会等で各学校において特色ある取組を充実させるように周知した。

小学校	中学校
<ul style="list-style-type: none"> 代表委員会のあいさつ運動や、異学年交流の充実を図った。これらの取組を通して学校の雰囲気をもたらし、これらを通して学校の雰囲気を温かくするよう努めていた。 代表委員会が全校朝会で呼び掛けをしたり、ポスターを作成して掲示したりして、いじめを見て見ぬふりをしない意識を高めた。 代表委員会が、いじめ防止キャンペーンを実施し、なぜいじめをしてはいけないかを考える機会を設けた。全クラスから「いじめ防止標語」を集め、それを全校で発表し、校内に掲示した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒会役員が対面式で新入生に対して、いじめ防止をテーマとした発表を行った。生徒会役員が SNS についての全校アンケートを分析し、インターネットを通したいじめの防止について、呼びかけを行った。 生活委員会と生徒会役員が連携し、いじめ防止宣言を作成し、全校朝会で発表するとともに、各学級に掲示した。生徒のいじめは自分たちで解決をしていかなければならないという気持ちを高めることができた。

(2) 教育委員会主催の研修等

研修名	実施日	対象	講師	参加者数
デジタルコンテンツ活用研修	29年6月20日	情報教育担当	富士電機 ITソリューション	28名
初任者宿泊研修	29年8月3日	1年次教員	教育部主幹	40名
いじめ問題スペシャリスト養成研修	29年8月25日 29年8月29日	生活指導主任	武蔵野大学教育学部 教授 堀米 孝尚 氏 東京弁護士会 指導主事	27名
1年次研修	29年11月7日	1年次教員	武蔵野大学教育学部 教授 堀米 孝尚 氏	50名

(3) 平成29年度の取組

① いじめ解消後のスクールアドバイザーのかかわりの充実

「いじめ対応 西東京の約束」に基づく対応である、15日以内の解決を目指して取り組むことを継続するとともに、いじめが解消した後もスクールアドバイザーが状況を聞き取る等のかかわりを充実させていく。

⇒ スクールアドバイザー又は指導主事が学校に連絡をし、いじめに該当する行為が止んだから3か月後の状況を聞き取ることを徹底している。このことが、学校におけるいじめを受けた児童・生徒の様子や心情の継続的な把握及び情報共有の充実につながった。

② いじめ防止の取組に関わる学校評価の評価項目の設定

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

⇒ 全校でいじめ問題への適切な対応に関する内容が学校評価の評価項目に位置付けられていることを確認している。今後は評価を踏まえた改善策を検討するよう各学校に指導し、いじめ防止に係る取組における保護者や地域との連携を一層推進していく。

2 児童虐待に関する取組

(1) 児童虐待防止外部委員会等の開催

全校で第2回定例会が2学期中に開催され、関係機関や地域社会と連携した対策や取組について検討された。当該定例会において、各学校に対して児童虐待に係る適切な対応について助言を行い、児童虐待の早期発見や早期対応の充実を図った。

(2) 学校生活台帳の運用

児童・生徒の変化に関する気付きを共有するために全校で活用している。なお、今年度学校の意向をふまえ、集計をしやすくするために様式を改訂した。導入の際に、スクールアドバイザーが全校で台帳の効果的な活用について助言を行った。

(3) 西東京ルールの実施

校長会議、生活指導主任会で繰り返し周知を行うとともに、教育企画課で取りまとめている「長期欠席児童・生徒の報告」において対応漏れがないか確認を行い、保護者からの連絡に不審な点が見られる等の欠席があれば学校に連絡をして状況を聞き取ることを徹底した。

(4) 教育委員会主催の研修等

研修名	実施日	対象	講師	参加者数
児童虐待防止研修	29年5月13日	新規採用 転入教員	統括指導主事 教育支援課長 子ども家庭支援センター長	113名
人権教育研修	29年6月6日	1年次教員	指導主事	48名
虐待防止研修	29年6月29日	生活指導主任 養護教諭	スクールソーシャルワーカー	50名

3 平成29年度における西東京市立学校から西東京市教育委員会へのいじめ及び児童虐待に係る報告状況

(1) いじめの報告

	小学校	中学校
平成29年度の認知件数※1	85件	9件
認知したいじめへの指導の結果、いじめが解消した件数※2	38件	5件

※1 11月末日までの学校から教育指導課スクールアドバイザーへの報告件数

※2 「いじめの防止のための基本的な方針」において、いじめの解消は被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していることが求められると規定された。

(2) 児童虐待の報告

	小学校	中学校
平成29年度の報告件数※1	42件	4件

※1 11月末日までの学校から教育指導課スクールアドバイザーへの報告件数